

令和 4 年

市議会 3 月定例会議案参考資料

知立市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第 3 号、参考資料)

改正後	改正前
(宣誓) 第 2 条 新たに委員となった者は、<u>別記様式による宣誓書を市長に提出</u>して からでなければ、その職務を行ってはならない。 <u>別記様式</u> (第 2 条関係) 略	(宣誓) 第 2 条 新たに委員となった者は、<u>市長の面前において、宣誓書(様式第 1)</u> <u>に署名</u>してからでなければ、その職務を行ってはならない。 <u>様式第 1</u> (第 2 条関係) 略

知立市基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第 4 号、参考資料)

改正後	改正前
附 則 この条例中第 1 条の規定は平成30年10月 1 日から、第 2 条の規定は <u>令和 8 年 4 月 1 日</u> から施行する。	附 則 この条例中第 1 条の規定は平成30年10月 1 日から、第 2 条の規定は <u>令和 4 年 4 月 1 日</u> から施行する。

知立市企業立地促進条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、知立市企業立地促進条例（令和 4 年知立市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(奨励金の額等)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項に規定する奨励金の額は、新設等した工場等が操業を開始した日以後に投下固定資産に係る固定資産税及び都市計画税（既存の工場等を拡充した場合は、その拡充により増加した部分に限る。以下「固定資産税等」という。）を課することとなった年度から 3 年間ににおける各年度の固定資産税等に相当する額とする。

2 奨励金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 奨励金は、前 2 項の規定により算出した各年度の額を当該各年度の翌年度に交付するものとする。

(必要と認める支援)

第 4 条 条例第 3 条第 2 項に規定する必要と認める支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 工場等の新設等に必要な手続及び用地の確保の助言
- (2) 工場等の新設等の開発行為に関する技術的助言
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、工場等の新設等に必要な協力

(事業者の認定)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規定に基づき市長に認定の申請をしようとする事業者は、工場等の新設等の工事に着手する日の 3 0 日前までに、奨励措置認定申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、奨励措置認定可否決定通知書により申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付申請及び決定)

第 6 条 条例第 5 条第 1 項に規定する認定事業者は、第 3 条の規定により奨励金の交付を受ける年度の 6 月末日までに、奨励金交付申請書に必要な書類を添えて、

市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、条例第5条第2項の規定に基づき奨励金の交付を決定したときは奨励金交付決定通知書、不交付を決定したときは奨励金不交付決定通知書により通知するものとする。

(交付請求)

- 第7条 前条第2項の規定により交付の決定を受けた事業者は、速やかに奨励金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(届出)

- 第8条 認定事業者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、市長に対し、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 工場等の新設等に係る工事に着手したとき 工事着手届
- (2) 新設等した工場等が操業を開始したとき 操業開始届
- (3) 奨励措置に係る工場等が操業を休止し、又は廃止したとき 操業休止・廃止届
- (4) 奨励措置認定申請書に記載した事項を変更したとき 奨励措置認定申請書記載事項変更届

(認定の取消し)

- 第9条 市長は、条例第9条の規定により認定を取り消したときは、奨励措置認定取消通知書により通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第10条 市長は、条例第10条の規定により奨励金の交付決定を取り消したときは、奨励金交付決定取消通知書により通知するものとする。

- 2 条例第10条の規定による奨励金の返還の命令は、奨励金返還命令書によるものとする。

(加算金)

- 第11条 認定事業者は、条例第10条の規定により奨励金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該奨励金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、認定事業者の納付した金額が返還を命じられた奨励金の額に達するまでは、その納付金額は、

まず当該奨励金の額に充てられたものとする。

- 3 認定事業者は、奨励金の返還を命ぜられ、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。
- 4 市長は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延利息の全部又は一部を免除することができる。
- 5 第1項及び第3項の規定に定める加算金及び遅延利息の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(地位の承継)

第12条 条例第11条に規定する認定事業者の地位を承継しようとする者は、速やかに地位承継承認申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、認定企業の地位の承継を承認したときは、当該承継人に対して地位承継承認通知書により通知するものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

知立市公契約条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、知立市公契約条例（令和 4 年知立市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(労働環境の整備について報告を求める公契約)

第 3 条 条例第 9 条の規則で定める公契約は、次の各号のいずれかに該当する公契約とする。

(1) 予定価格が 5, 0 0 0 万円以上の工事の請負契約

(2) 予定価格が 1, 0 0 0 万円以上の次に掲げる業務のいずれかを含む契約

ア 市の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地（以下「庁舎等」という。）の清掃業務

イ 庁舎等の受付又は案内業務

ウ 電話交換業務

エ 給食の調理業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、労働者等の適正な労働環境の整備を図るため市長が特に必要があると認める契約

2 前項第 2 号の予定価格は、1 年以下の契約にあっては当該予定価格、1 年を超える契約にあっては予定価格を契約月数で除して得た額に 1.2 を乗じて得た額とする。

(指定管理者との協定の取扱い)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、条例第 15 条の規定により公契約とみなされる指定管理者との協定（以下「協定」という。）は、指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出の額（以下「支出の額」という。）が 5, 0 0 0 万円以上の協定とする。

2 前項に該当する協定に係る条例第 9 条の対象事業者等は、当該協定に係る次に掲げる者とする。

(1) 指定管理者

(2) 指定管理者から前条第 1 項第 2 号アからエまでのいずれかを含む契約をその

内容とする業務（契約金額が１年当たり１，０００万円以上のものに限る。）
を受注する者

- ３ 第１項の支出の額は、１年以下の協定にあっては当該支出の額、１年を超える協定にあっては支出の額を協定の月数で除して得た額に１２を乗じて得た額とする。

（労働環境の報告）

第５条 条例第９条の規定による報告は、労働環境確認報告書により行うものとする。

（労働者等の申出）

第６条 条例第１１条第１項に規定する申出は、賃金等に係る申出書により行うものとする。

（是正指導等）

第７条 条例第１３条第１項に規定する指導は、是正措置を求める通知書により行うものとする。

- ２ 条例第１３条第２項に規定する報告は、是正措置報告書により提出しなければならない。

（委任）

第８条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行し、同日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる公契約から適用する。

知立市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第 7 号、参考資料)

改正後	改正前
(服務の宣誓) 第 2 条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書 <u>を任命権者に提出してからでなければ、</u> その職務を行ってはならない。	(服務の宣誓) 第 2 条 新たに職員となった者は、 <u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名しなければ</u> その職務を行ってはならない。

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(議案第8号、参考資料)

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等 にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又 は解散により任期が終了した日現在)において受けるべき議員報酬月額に <u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるそ の者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等 にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又 は解散により任期が終了した日現在)において受けるべき議員報酬月額に <u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるそ の者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第9号、参考資料)

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第10号、参考資料)

改正後	改正前
(期末手当) 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。 4～6 略	(期末手当) 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 略

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15月分) ～

Ⅰ 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

Ⅱ 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率82.7%)

＜月 例 給＞ 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △ 19円 (0.00%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳〕

＜ボ ー ナ ス＞ 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月 〔公務の支給月数 4.45月〕

2 給与改定の内容と考え方

＜月 例 給＞

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

＜ボ ー ナ ス＞

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和3年度	期末手当	1.275月(支給済み)	1.125月(現行1.275月)
	勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)
4年度以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

〔実施時期〕

法律の公布日

知立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第11号、参考資料)

改正後	改正前
目次 第1章 総則（第1条） 第2章 育児休業（第2条―第8条） 第3章 育児短時間勤務（第9条―第18条） <u>第4章 部分休業（第19条―第22条）</u> <u>第5章 任命権者が講じるべき措置等（第23条・第24条）</u> 附則 （育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）・（2） 略 （3） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>（ア） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> <u>（イ） 略</u> イ・ウ 略 （部分休業を請求することができない職員） 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員と	目次 第1章 総則（第1条） 第2章 育児休業（第2条―第8条） 第3章 育児短時間勤務（第9条―第18条） <u>第4章 部分休業（第19条―第22条）</u> 附則 （育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）・（2） 略 （3） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>（ア） 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> <u>（イ） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> <u>（ウ） 略</u> イ・ウ 略 （部分休業を請求することができない職員） 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員と

改正後	改正前
する。 (1) 略 (2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u> <u>第5章 任命権者が講じるべき措置等</u> <u>（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）</u> <u>第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>職員に対する育児休業に係る研修の実施</u> (2) <u>育児休業に関する相談体制の整備</u> (3) <u>その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u>	する。 (1) 略 (2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u> <u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> <u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員</u>

知立市個人情報保護条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第12号、参考資料)

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。 (7) 略 (適用除外) 第6条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については適用しない。 (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法<u>第52条</u>に規定する個人情報 (2) 略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。 (7) 略 (適用除外) 第6条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については適用しない。 (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法<u>第52条第1項</u>に規定する個人情報 (2) 略

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(議案第13号、参考資料)

改正後	改正前
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における市長の給料月額 額は、知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和45年知立 市条例第36号）第3条第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該 額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における市長の給料月 額は、知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和45年知立 市条例第36号）第3条第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該 額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第14号、参考資料)

改正後	改正前
(期末手当) 第7条 会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。 (1) 略 (2) 期末手当の額は、報酬の月額（時間額により報酬が定められている場合には、市長が規則で定める方法により月額に換算した額）に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。 表 略 2 略	(期末手当) 第7条 会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。 (1) 略 (2) 期末手当の額は、報酬の月額（時間額により報酬が定められている場合には、市長が規則で定める方法により月額に換算した額）に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。 表 略 2 略

知立市消防団条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第15号、参考資料)

改正後	改正前																						
(服務) 第10条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。 ただし、招集を受けない場合であっても、<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）</u>の発生を知ったときは、あらかじめ定められた指示に従い直ちに出動し、職務に従事しなければならない。 (報酬) 第14条 基本団員には、次の表に掲げる報酬を支給する。 <table><tr><th>階級</th><th>報酬の年額</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>団員</td><td>36,500</td></tr></table> 2 略 3 <u>団員が職務に従事したときは、1日につき、次の表に掲げる出動報酬を支給する。</u> <table><tr><th>職務</th><th>出動報酬の額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td><u>災害又は警戒に係る出動</u></td><td>8,000</td></tr><tr><td><u>教育、訓練等</u></td><td>4,000</td></tr><tr><td colspan="2"><u>備考 災害又は警戒に係る出動の時間が4時間以下の場合の出動報酬の額は、この表に定める出動報酬の額に2分の1を乗じて得た額とする。</u></td></tr></table> 4 <u>前3項の規定による報酬の支給方法は、知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年知立市条例第34号）の例による。</u> (費用弁償)	階級	報酬の年額	略		団員	36,500	職務	出動報酬の額		円	<u>災害又は警戒に係る出動</u>	8,000	<u>教育、訓練等</u>	4,000	<u>備考 災害又は警戒に係る出動の時間が4時間以下の場合の出動報酬の額は、この表に定める出動報酬の額に2分の1を乗じて得た額とする。</u>		(服務) 第10条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。 ただし、招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害</u>の発生を知ったときは、あらかじめ定められた指示に従い直ちに出動し、職務に従事しなければならない。 (報酬) 第14条 基本団員には、次の表に掲げる報酬を支給する。 <table><tr><th>階級</th><th>報酬の年額</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>団員</td><td>32,000</td></tr></table> 2 略 3 <u>前2項の規定による報酬の支給方法は、知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年知立市条例第34号）の例による。</u> (費用弁償) 第15条 <u>団員が職務に従事したときは、当該職務への従事1回につき、次の表に掲げる費用弁償を支給する。</u>	階級	報酬の年額	略		団員	32,000
階級	報酬の年額																						
略																							
団員	36,500																						
職務	出動報酬の額																						
	円																						
<u>災害又は警戒に係る出動</u>	8,000																						
<u>教育、訓練等</u>	4,000																						
<u>備考 災害又は警戒に係る出動の時間が4時間以下の場合の出動報酬の額は、この表に定める出動報酬の額に2分の1を乗じて得た額とする。</u>																							
階級	報酬の年額																						
略																							
団員	32,000																						

改正後		改正前		
		<u>職務</u>		<u>費用弁償の額</u>
		<u>水火災等の鎮圧若しくは警戒又はその他の災害出動</u>	<u>4時間を超える場合</u>	円
			<u>合</u>	7,000
			<u>4時間以下の場合</u>	3,500
		<u>教育、訓練等</u>		3,500
<u>第15条</u> 略	<u>2</u>	略		
<u>2</u> 略	<u>3</u>	略		
<u>3</u> 略	<u>4</u>	略		

知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第16号、参考資料)

改正後	改正前
第3条 略 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。	第3条 略 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>

知立市環境美化推進条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第 1 7 号、参考資料)

改正後	改正前
(環境美化推進市民行動の日) 第 5 条 略 2 市民行動の日は、 <u>市長が定める日</u> とする。 3 略	(環境美化推進市民行動の日) 第 5 条 略 2 市民行動の日は、 <u>毎年 6 月の第 1 日曜日</u> とする。 3 略

知立市道路占用料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第 18 号、参考資料)

改正後				改正前			
別表（第 3 条関係）				別表（第 3 条関係）			
道路占用料				道路占用料			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本 1 年につき	円 <u>950</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本 1 年につき	円 <u>1,100</u>
	第 2 種電柱		<u>1,500</u>	第 2 種電柱	<u>1,600</u>		
	第 3 種電柱		<u>2,000</u>	第 3 種電柱	<u>2,200</u>		
	第 1 種電話柱		<u>850</u>	第 1 種電話柱	<u>940</u>		
	第 2 種電話柱		<u>1,400</u>	第 2 種電話柱	<u>1,500</u>		
	第 3 種電話柱		<u>1,900</u>	第 3 種電話柱	<u>2,100</u>		
	その他の柱類		<u>85</u>	その他の柱類	<u>94</u>		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートル 1 年につき	9	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートル 1 年につき	9	
	地下に設ける電線その他の線類		<u>5</u>	地下に設ける電線その他の線類		<u>6</u>	
	路上に設ける変圧器	1 個 1 年につき	<u>830</u>	路上に設ける変圧器	1 個 1 年につき	<u>920</u>	
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>510</u>	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>570</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個 1 年につき	<u>1,700</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個 1 年につき	<u>1,900</u>	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>720</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>790</u>	
	広告塔	表示面積 1 平方メートル 1	<u>2,400</u>	広告塔	表示面積 1 平方メートル 1	<u>2,300</u>	

改正後					改正前				
			年につき				年につき		
		その他のもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,700</u>			その他のもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,900</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき		<u>36</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき		<u>40</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>51</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>57</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>77</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>85</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>100</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>110</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>150</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>170</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>200</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>230</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>360</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>400</u>
	外径が0.7メートル以上 1 メートル未満のもの			<u>510</u>		外径が0.7メートル以上 1 メートル未満のもの			<u>570</u>
	外径が 1 メートル以上のもの			<u>1,000</u>		外径が 1 メートル以上のもの			<u>1,100</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートル 1 年につき		<u>1,700</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートル 1 年につき		<u>1,900</u>
法第32条第1項第5号に掲	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	年につき	A に 0.005 を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	年につき	A に 0.005 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0.008			階数が 2 のもの		A に 0.008

改正後					改正前				
げる施設		の		を乗じて得た額	げる施設		の		を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			1,200	上空に設ける通路			1,100	
	地下に設ける通路			710	地下に設ける通路			680	
	その他のもの			1,700	その他のもの			1,900	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	24	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	23
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	240		その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	230
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げ	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	240	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げ	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	230
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,400			その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,300
	標識		1本1年につき	1,400		標識		1本1年につき	1,500
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	24		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	23
		その他のもの	1本1月につ	240			その他のもの	1本1月につ	230

改正後					改正前				
る物件			き		る物件			き	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	<u>24</u>		幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	<u>23</u>
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>			その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	<u>230</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,400</u>		アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,300</u>
		その他のもの		<u>1,200</u>			その他のもの		<u>1,100</u>
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>		令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル1月につき	<u>230</u>
	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>170</u>		令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>190</u>
備考 略					備考 略				

※別表中備考以外の部分の改正については、実質的な改正箇所にもみ下線を引いています。

知立市法定外公共用物管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第19号、参考資料)

改正後				改正前					
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）					
電柱等の工作物	占用物件		単位	占用料	電柱等の工作物	占用物件		単位	占用料
	第1種電柱	第2種電柱	1本1年につき	円		第1種電柱	第2種電柱	1本1年につき	円
				<u>950</u>					<u>1,100</u>
				<u>1,500</u>					<u>1,600</u>
				<u>2,000</u>					<u>2,200</u>
				<u>850</u>					<u>940</u>
				<u>1,400</u>					<u>1,500</u>
				<u>1,900</u>					<u>2,100</u>
				<u>85</u>					<u>94</u>
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき	9		共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき	9
	地下に設ける電線その他の線類			<u>5</u>		地下に設ける電線その他の線類			<u>6</u>
	路上に設ける変圧器		1個1年につき	<u>830</u>		路上に設ける変圧器		1個1年につき	<u>920</u>
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートル1年につき	<u>510</u>		地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートル1年につき	<u>570</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	<u>1,700</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	<u>1,900</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱			<u>720</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱			<u>790</u>
	広告塔		表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>		広告塔		表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,300</u>
	その他のもの		占用面積1平方	<u>1,700</u>		その他のもの		占用面積1平方	<u>1,900</u>

改正後						改正前					
			メートル1年に つき						メートル1年に つき		
地下埋 設管等 の物件	外径が0.07メートル未満のも の		長さ1メートル 1年につき	<u>36</u>		地下埋 設管等 の物件	外径が0.07メートル未満のも の		長さ1メートル 1年につき	<u>40</u>	
	外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの			<u>51</u>			外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの			<u>57</u>	
	外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの			<u>77</u>			外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの			<u>85</u>	
	外径が0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの			<u>100</u>			外径が0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの			<u>110</u>	
	外径が0.2メートル以上0.3メ ートル未満のもの			<u>150</u>			外径が0.2メートル以上0.3メ ートル未満のもの			<u>170</u>	
	外径が0.3メートル以上0.4メ ートル未満のもの			<u>200</u>			外径が0.3メートル以上0.4メ ートル未満のもの			<u>230</u>	
	外径が0.4メートル以上0.7メ ートル未満のもの			<u>360</u>			外径が0.4メートル以上0.7メ ートル未満のもの			<u>400</u>	
	外径が0.7メートル以上1メ ートル未満のもの			<u>510</u>			外径が0.7メートル以上1メ ートル未満のもの			<u>570</u>	
	外径が1メートル以上のもの			<u>1,000</u>			外径が1メートル以上のもの			<u>1,100</u>	
鉄道等の施設			占用面積1平方	<u>1,700</u>		鉄道等の施設			占用面積1平方	<u>1,900</u>	
通路等 の施設	地下街及び地 下室	階数が1のも の	メートル1年に つき	Aに0.005 を乗じて 得た額		通路等 の施設	地下街及び地 下室	階数が1のも の	メートル1年に つき	Aに0.005 を乗じて 得た額	
		階数が2のも の		Aに0.008 を乗じて 得た額				階数が2のも の		Aに0.008 を乗じて 得た額	
		階数が3以上		Aに0.01				階数が3以上		Aに0.01	

改正後					改正前						
			のもの		を 乗 じ て 得 た 額				のもの		を 乗 じ て 得 た 額
		上空に設ける通路			1, 200			上空に設ける通路			1, 100
		地下に設ける通路			710			地下に設ける通路			680
		その他のもの			1, 700			その他のもの			1, 900
露 店 等 の施設		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートル 1 日につき	24	露 店 等 の施設		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートル 1 日につき	23
		その他のもの		占用面積 1 平方メートル 1 月につき	240			その他のもの		占用面積 1 平方メートル 1 月につき	230
看 板、 旗 ざ お 等物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		表示面積 1 平方メートル 1 月につき	240	看 板、 旗 ざ お 等物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		表示面積 1 平方メートル 1 月につき	230
		その他のもの		表示面積 1 平方メートル 1 年につき	2, 400			その他のもの		表示面積 1 平方メートル 1 年につき	2, 300
	標識			1 本 1 年につき	1, 400	標識			1 本 1 年につき	1, 500	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1 本 1 日につき	24	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1 本 1 日につき	23	
		その他のもの		1 本 1 月につき	240		その他のもの		1 本 1 月につき	230	
	幕（令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その面積 1 平方メートル 1 日につき	24	幕（令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その面積 1 平方メートル 1 日につき	23	
		その他のもの		その面積 1 平方	240		その他のもの		その面積 1 平方	230	

改正後					改正前				
			メートル1月につき					メートル1月につき	
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,400</u>		アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,300</u>
		その他のもの		<u>1,200</u>			その他のもの		<u>1,100</u>
	工事用施設及び工事用材料		占用面積1平方	<u>240</u>		工事用施設及び工事用材料		占用面積1平方	<u>230</u>
	仮設建築物及び一時収容施設		メートル1月につき	<u>170</u>		仮設建築物及び一時収容施設		メートル1月につき	<u>190</u>
備考 略					備考 略				

※別表中備考以外の部分の改正については、実質的な改正箇所にのみ下線を引いています。

知立市準用河川占用料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第20号、参考資料)

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用の種類	区分	単位	占用料	占用の種類	区分	単位	占用料
柱類を設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>950</u>	柱類を設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>1,100</u>
	第2種電柱		<u>1,500</u>		第2種電柱		<u>1,600</u>
	第3種電柱		<u>2,000</u>		第3種電柱		<u>2,200</u>
	第1種電話柱		<u>850</u>		第1種電話柱		<u>940</u>
	第2種電話柱		<u>1,400</u>		第2種電話柱		<u>1,500</u>
	第3種電話柱		<u>1,900</u>		第3種電話柱		<u>2,100</u>
	その他の柱類		<u>85</u>		その他の柱類		<u>94</u>
管類を設置する場合	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>36</u>	管類を設置する場合	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>40</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>51</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>57</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>77</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>85</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>100</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>110</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>150</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>170</u>
	外径が0.3メートル以上		<u>200</u>		外径が0.3メートル以上		<u>230</u>

改正後					改正前				
		上0.4メートル未満のもの					上0.4メートル未満のもの		
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>360</u>			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>400</u>
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>510</u>			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>570</u>
		外径が1メートル以上のもの		<u>1,000</u>			外径が1メートル以上のもの		<u>1,100</u>
	橋りょう、通路及び暗きょを設置する場合		1平方メートル1年につき	180	橋りょう、通路及び暗きょを設置する場合		1平方メートル1年につき	180	
その他河川区域を占用する場合		1平方メートル1年につき	250	その他河川区域を占用する場合		1平方メートル1年につき	250		
備考 略					備考 略				

※別表中備考以外の部分の改正については、実質的な改正箇所にもみ下線を引いています。

知立市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(議案第21号、参考資料)

改正後	改正前
(法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為) 第3条 法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為とする。 (1) <u>法第18条の2第1項の規定により定められた知立市の都市計画に関する基本的な方針において産業促進拠点として利用を図ることとされている地域で、市長が指定する土地の区域(以下「指定区域」という。)内において行うこと。</u> (2) <u>開発区域に、次に掲げる土地の区域を含まないこと。</u> <u>ア 令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域(市長が認める安全上及び避難上の対策が講じられている土地の区域を除く。)</u> <u>イ アに掲げるもののほか、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域</u> (3)～(7) 略 (8) 略 2 指定区域は、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1) 略 (2) 市長は、<u>前項第1号</u>に規定する指定(次号において「指定」という。)をするときは、その旨を公示しなければならない。 (3) 略 3 略 (令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築等) 第4条 令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築、	(法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為) 第3条 法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為とする。 (1) <u>開発区域に、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域を含まないこと。</u> (2) <u>法第18条の2第1項の規定により定められた知立市の都市計画に関する基本的な方針において産業促進拠点として利用を図ることとされている地域で、市長が指定する土地の区域(以下「指定区域」という。)内において行うこと。</u> (3)～(7) 略 (8) <u>浸水想定区域(水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号に規定するものをいう。以下同じ。)</u>において、災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高い区域は、市長が認める安全上及び避難上の対策が講じられていること。 (9) 略 2 指定区域は、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1) 略 (2) 市長は、<u>前項第2号</u>に規定する指定(次号において「指定」という。)をするときは、その旨を公示しなければならない。 (3) 略 3 略 (令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築等) 第4条 令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築、

改正後	改正前
改築又は用途の変更（以下「新築等」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 <u>(1) 指定区域内において行うこと。</u> <u>(2) 建築物の新築等を行う土地の区域に、次に掲げる土地の区域を含まないこと。</u> ア <u>令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域（市長が認める安全上及び避難上の対策が講じられている土地の区域を除く。）</u> イ <u>アに掲げるもののほか、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域</u> (3)～(7) 略 <u>(8) 略</u>	改築又は用途の変更（以下「新築等」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 <u>(1) 建築物の新築等を行う土地の区域に、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域を含まないこと。</u> <u>(2) 建築物の新築等を行う土地の区域は、指定区域内であること。</u> (3)～(7) 略 <u>(8) 浸水想定区域において、災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高い区域は、市長が認める安全上及び避難上の対策が講じられていること。</u> <u>(9) 略</u>

愛知州市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約案新旧対照表

(議案第 22 号、参考資料)

改正後			改正前		
別表第 1 (第 2 条関係)			別表第 1 (第 2 条関係)		
知立市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 豊明市 日進市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 みよし市 あま市 長久手市 東郷町 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 南知多町 美浜町 武豊町 幸田町 設楽町 東栄町 豊根村 海部南部水道企業団 東部知多衛生組合 <u>知多南部衛生組合</u> 北名古屋水道企業団 北設広域事務組合 海部東部消防組合 尾三消防組合 丹羽広域事務組合 北名古屋衛生組合 海部南部消防組合 海部地区水防事務組合 尾三衛生組合 愛知中部水道企業団 知多南部消防組合 五条広域事務組合 海部地区急病診療所組合 衣浦東部広域連合 西春日井広域事務組合			知立市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 豊明市 日進市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 みよし市 あま市 長久手市 東郷町 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 南知多町 美浜町 武豊町 幸田町 設楽町 東栄町 豊根村 海部南部水道企業団 東部知多衛生組合 <u>知多南部衛生組合</u> <u>尾張旭市長久手市衛生組合</u> 北名古屋水道企業団 北設広域事務組合 海部東部消防組合 尾三消防組合 丹羽広域事務組合 北名古屋衛生組合 海部南部消防組合 海部地区水防事務組合 尾三衛生組合 愛知中部水道企業団 知多南部消防組合 五条広域事務組合 海部地区急病診療所組合 衣浦東部広域連合 西春日井広域事務組合		
別表第 2 (第 5 条関係)			別表第 2 (第 5 条関係)		
議員の 選挙区	定数	選挙区の組合市町村	議員の 選挙区	定数	選挙区の組合市町村
1 区	5 人	尾張旭市 岩倉市 豊明市 日進市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 あま市 <u>長久手市</u>	1 区	5 人	尾張旭市 岩倉市 豊明市 日進市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 あま市 <u>長久手市</u> <u>尾張旭市長久手市衛生組合</u>
略			略		

(議案第 2 3 号、参考資料)

認定路線

整理番号	路 線 名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)	備 考
1277	八橋町 1 1 2 号線	八橋町川原田	八橋町川原田	73.7	5.0～9.5	民間土地開発事業
1278	牛田町 6 7 号線	牛田町西屋敷	牛田町西屋敷	113.7	4.0～8.9	民間土地開発事業
2363	新林町 6 0 号線	新林町本林	新林町本林	68.4	5.0～9.7	民間土地開発事業
3496	新林町 6 1 号線	新林町北林	新林町北林	84.7	6.0～8.7	民間土地開発事業
3497	新林町 6 2 号線	新林町北林	新林町北林	90.4	5.0～9.5	民間土地開発事業
3498	新林町 6 3 号線	新林町新林	新林町新林	98.4	5.0～10.8	民間土地開発事業
合計	6 路線			529.3		